

(4) 立体横断施設に設けるエスカレーター

整備基準		図面及び立体横断施設の名称又は番号(記号)	設計内容	判定
必要に応じて次の構造のエスカレーターを設けること。			(エスカレーター) ・ 有 ・ 無	
エスカレーターの構造	内のり幅1m以上		(内のり幅) cm	
	乗降口での移動手すりの水平部分の長さ1.2m以上		(水平部分) m	
	乗降口の床面とくし板の識別しやすさ		・ 乗降口の床面に色による縁取り ・ その他 ()	
	乗降口のステップの水平部分は3枚以上 定常段差に達するまでのステップの水平部分は5枚以上		(乗降口のステップの水平部分) 枚 (定常段差に達するまでのステップの水平部分) 枚	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び立体横断施設の名称又は番号(記号)」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。

2 用語の説明

「立体横断施設」とは、立体横断橋及び地下横断歩道をいいます。

3 ベンチ

整備基準		図面及びその他の設備の名称又は番号(記号)	設計内容	判定
必要に応じてベンチを設ける。			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	

(注意) 記入方法

- (1) 「図面及びその他の設備の名称又は番号(記号)」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。

4 案内標示等

整備基準		図面及び案内標示等の名称又は番号(記号)	設計内容	判定
公共施設等の案内標示等の整備			(設置の有無) ・ 有 ・ 無	
設置箇所、表記方法等の配慮			平面図に設置箇所を記入してください。	

(注意) 1 記入方法

- (1) 「図面及び案内標示等の名称又は番号(記号)」及び「設計内容」の欄に必要な事項を記入してください。
- (2) 「判定」の欄には、整備基準に適合する場合には「○」を、適合しない場合には「×」を、該当する事項がない場合には「/」をそれぞれ記入してください。

2 用語の説明

「案内標示等」とは、案内板、案内標示その他これらに類するものをいいます。